

令和5年第2回東広島市議会臨時会

報 告 事 項

令和5年5月

報告第10号

東広島市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、東広島市土地開発公社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年5月26日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方自治法

第243条の3

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。